

特許庁委託事業

サウジアラビア王国における
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

目次

第1章-概要	3
第1節-サウジアラビアにおいて施行される法と手続きの概要	3
第2節- 統計	4
第3節- 登録商標の必要条件	4
第4節- 登録期間	6
第5節- イスラム法 (シャリーア)	6
第6節- 商標登録出願の手続き(フローチャート付).....	7
第2章- 商標登録出願	9
第1節- 商標登録出願の事前検索	9
第2節- 商標登録出願の提出	9
第3節- 商標登録の利点	10
第3章- 商標登録後	11
第1節 - 登録の取消	11
第2節 - 合併または名前の変更	11
第3節 - エンフォースメント	12
第4節 - 行政アクション	12
第5節 - 訴訟	12
第6節 - 税関	13
第7節 - 商標登録の譲渡	13
第8節 - ライセンス	14
第9節 - オンラインにおける問題	14
付録 A - 特定委任状サンプル	15

第1章 – 概要

本資料はサウジアラビア王国（以降「KSA」）の、商標登録、及び、登録後に関連する知財の法的枠組、実践、及び、手続きを取り扱うハンドブックである。

商標の目的は、消費者の混乱を避けるために、標章、ブランドまたは商品が他の個人または企業により利用されるのを防ぐ。商標は識別の形式として利用され、消費者は商標の権利者が提供する商品または役務を認識し、そのブランドに蓄えられた「グッド・ウィル」と共に、商標の権利者への品質に対する期待が生まれる。この側面は、商標権者にとって重要であり、KSAにおいては商標の保護強化に力を入れている。

第1節 – サウジアラビアにおいて施行される法と手続きの概要

サウジアラビアにおける現在の商標法は 2002 年 12 月 4 日に施行された（「商標法」）。この法により、1984 年の商標法及び施行規則は廃止された。現在の商標法はヒジュラ暦 1404 年 5 月 28 日（2002 年 8 月 6 日に相当）付けで勅令 M/21 によって制定された。施行規則は、閣僚決定第 1723 号により 2002 年 10 月 4 日に発布された。

サウジアラビアは以下の国際条約の参加国である。

- a) 産業所有権の保護に関するパリ条約
- b) 知的財産権の貿易関連の側面に関する合意(TRIPS 合意)
- c) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- d) 世界知的所有権機関を設立する条約
- e) 特許協力条約
- f) 特許法条約

現在の商標法の主な変更点：

1. 標章の定義は視覚的な商標に限られる。音、触覚、臭いについては定義されない。
2. 法第 13 条において、出願人は拒絶の通知を受け取ってから 60 日以内に商工省（「MOCI」）に不服を申立てることができる。申立てが拒否された場合、出願人は通知を受け取ってから 30 日以内に苦情処理委員会（「BoG」）、行政裁判所に控訴することができる。
3. 法第 15 条によると、従前法の第 16 条、関係者は標章の登録に対する異議を掲載日の 90 日以内に BoG に控訴することができる。

4. 法第 23 条では、商標権者に更新申請のため保護期間の有効期限後 6 か月の猶予が与えられる。
5. 従前法の第 60 条に対応する法第 54 条に準拠し、検査検察委員会は刑罰行為に関する公共の権利の保護する権限を有する。

商標の目的は記号、ブランド、商品、役務を保護し、商標権者をその知的財産権の侵害から保護することである。KSA における商標登録は第三者による標章の不法な利用を防止し、消費者の混乱を防ぐ。

未登録の標章に関し、サウジの裁判所は最先使用者の原則を認識する。妥当な状況においては、サウジアラビアは周知とみなされる未登録の標章の保護を付与する。商標法は、周知の未登録標章を含む国際的な評判を持つ標章と同一、または類似した標章の登録を防ぐ。そのため、周知の未登録標章は、裁判手続きを開始するための相対的な理由に依存する。商標法は、周知の未登録の標章の確立についての時間的制約については言及しない。しかし、訴訟当事者はサウジアラビアにおける標章の名声を証明する比較的重大な責務を負う。

第 2 節 – 統計

KSA において Al Tamimi 法律事務所により出願/登録された商標の統計

- (i) 登録出願数 - 275
- (ii) 登録数 - 253
- (iii) 登録の分類/種類- 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 28, 30, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43 及び 45

第 3 節 – 登録商標の必要条件

商標法、また、それに関連したすべての規則は、商標とは何かを定義し、商標を構成しない詳細を特定する。法の規定は、また、商標の登録を出願する権利のある人物、商標登録出願の条件、登録出願手続きの過程、反論と異議の手続きを確定する。

商標法によると、「商標とは、その出所がどこか、その標章の所有者によってその商品または製品の製造、選択、取り扱いがされていることを示すため、または役務のパフォーマンスを示唆するため、商品、製品または役務を区別するために利用されている、あるいは、利用される計画のある識別せいのある形式を取る名前、言葉、表象、文字、図形、図面、表象、題名、税印紙、印、絵、碑文、広告や包装またはその他の標章、または、その組み合わせである。音もそれに伴う場合には商標とみなされる。」この定義

に追加して、商標は識別性のある特徴がある場合登録が可能である。識別性とは、範囲に沿って判断され、範囲の一端は「汎用」および「描写的」な標章、もう一方は「本質的に識別される」標章である。本質的に識別される商標は保護の権利を有し、恣意的なおよび/または描写的な商標はその所有者、製品、役務を代表すると知られている場合には保護の権利を有し、汎用商標は保護を受けることはない。

A 商標は、他人の商品または役務から商品または役務を区別することができる場合に登録が許可される。商標法は登録可能な商標を以下のように設定する。

(i) 視覚によって認知され、工業、商業、職業、または、農業製品、あるいは、森林や天然資源を開発するプロジェクトに適する、その商標が付けられている物品が、その製造、選択、発明に関して商標の所有者に属することを示す、または、その商標が特定の役務であることを示すための、識別性のある形状、署名、言葉、文字、数字、絵、象徴、印、突出した署名、その他の標章やその組み合わせ。

(ii) 登録不可の商標は、

1. 特定の識別姓がなく、通常商品や役務につけられる一般的な名前にすぎないか、特性の表現である記号。
2. 宗教を冒瀆する、または、宗教性を有するシンボルと同一または類似の表現、記号または絵。
3. 公的秩序や公的倫理に矛盾する表現、記号または絵。
4. サウジアラビアが互惠待遇を実施している国、または、サウジアラビアが参加国である多国間条約の一員に関連する国、または、国際的または政府の機関が保持する公的な記章、旗、他の記号または名称、また、所有者による許可のない、それらの記章、旗、他の記号、名称の模倣。
5. 前節に言及されている国や組織の公的な記号や印であって、所有者による許可なく、所有者の製品や役務、保証に言及するもの。
6. その使用により製品や役務の出所の混乱を招く可能性があり、正当な理由なく、出所の通知や原産地の名称を独占する可能性がある地理的な名称。
7. その人、または、その継承者による使用合意のない他人の写真、個人名、または、取引名。
8. 名誉学位に関する記述。

9. 公衆に誤解を与える可能性のある、または、製品または役務に出所に関する間違っ
た情報を含む記述。また、架空、模倣または偽造された事業者名を含む標章。
10. 同一または類似した商品または役務に関連して登録されていない場合においても、
サウジアラビアにおいて周知の標章と同一または類似した標章。また、サウジアラ
ビアにおいて周知の記号に同一または類似しており、同一または類似していない商
品または役務に関連して登録されている標章で、この使用が他者所有の周知の標章
に被害を及ぼす場合。
11. 当局によって出された決定に則り、取引が禁止されている個人または法人によって
所有される標章。
12. すでに他者によって出願または登録されている、同一または類似した製品または役
務に関連する標章に同一または類似した記号であって、その登録が、他社の製品ま
たは役務の価値を低下させるもの。

第4節 – 登録期間

商標の登録の期間は、出願日からイスラム暦カレンダーによって10年（西暦の約9年8か月相当）である。登録は10年ごとに更新できる。商標法の規定によると、保護期間を過ぎてからの更新申請には、イスラム暦で6か月の猶予期間が与えられていて、遅延手数料が必要である。取り消された商標の再登録については、新しい商標登録出願を提出することができる。

第5節 – イスラム法（シャリーア）

サウジアラビアでは、イスラム法（シャリーア）に則して必要、及び許可される商品または役務の分類に関する独自の必要条件がある。例えば、以下の商品/分類は登録不可である。

- 分類 33。
- 分類 32 におけるアルコール飲料。
- 分類 29 における豚肉。
- 分類 28 におけるクリスマスツリーの装飾品。
- 分類 41 におけるコンサートの組織と指揮、ビューティコンテストの組織、映画の上映および舞踏会の組織。

第6節 – 商標登録出願の手続き（フローチャート付）

出願:

2013年9月25日、単区分出願制度のサウジ商標局は、紙ベースシステムからオンラインシステムに変更した。出願は、現在、出願人の詳細とともに委任状（出願可能な場所）の複製をアップロードすることで提出されている。委任状がチェックされ認められると、商標局は出願する許可の通知を送る。出願されると、出願番号と出願日が割り当てられる。公的手数料はオンライン上で支払われ、その後登録出願が実体審査に進む。上記のプロセスの期間は1日から3日間である。

実体審査:

オンラインシステムの導入により、実体審査の期間が大幅に短縮された。出願から実体審査されるまで、1～2週間程度である。登録査定された出願は数日で掲載される。出願が拒絶された場合、出願人は、拒絶の通知日から60日以内に商業大臣に、第2の拒絶の通知から30日以内に裁判所に控訴する。

異議申立:

第三者は、商標局のホームページにおける掲載日から90日以内（延長不可）に行政裁判所に出願の登録に異議を申し立てることができる。出願人が反論するか否かに関係なく、裁判所は判決を下す前に、商標局を含めた関連する全関係者の議論と証拠を受け取るために複数回のヒアリングを行う。

異議申立の理由:

異議申立人は、商標の登録が商標法の規定に矛盾しており、異議申立人の利益に物質的または倫理的損害を加える可能性があるという理由によって、異議を申し立てることができる。

異議申立人は異議申立てにおいて以下の理由を主張することができる。

- (i) 先行する衝突する出願または登録といった先行権、または、未登録の周知の標章の権利に基づいた相対的理由
- (ii) 識別性の欠如または宗教的原則や公的倫理の違反といった絶対的理由
- (iii) 所有権の偽の請求などの悪意
- (iv) 商号、コピーライト、デザインに関する権利の侵害などの関連した権利

一般的に、裁判所における異議申し立ての判決は8か月から2年かかる。

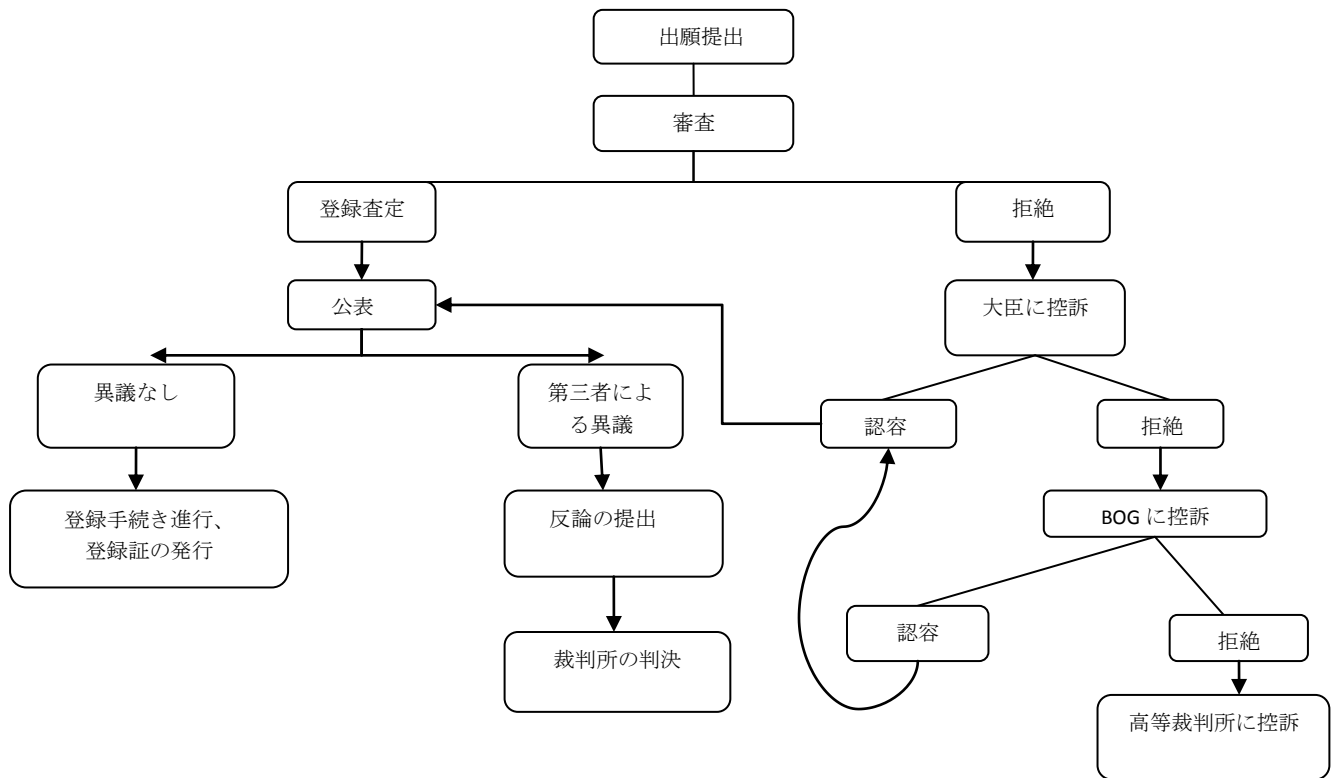
商標登録手続きに必要な書式:

必要な書式は委任状だけである。参考に、委任状の書式が添付されている。(付録 A を参照)

登録:

出願に異議が出ない場合、または、異議申し立てが最終的に失敗した場合、商標出願は一、二か月で登録にいたる。出願日から登録証発行までの期間は約5か月である。商標登録は出願日からイスラム暦で10年間(西暦における約9年8か月)である。

商標登録手続きのフローチャート



第2章 – 商標登録出願

第1節 – 商標登録出願の事前検索

商標局によって実施される商標の事前検索には以下の商標出願と登録が含まれる。

- (i) 同一の標章
- (ii) 類似する標章
- (iii) 標語
- (iv) ロゴマーク

商標検索は以下を含まない。

- クロス分類検索（検索は個別分類ごとに実施される）
- 一定期間内の検索
- 取引名（別の登録に属する）

検索される分類ごとに、商標検索手数料 Sr1,000（約\$270）が必要となる。

第2節 – 商標登録出願の提出

商標登録出願

1. 出願人の氏名と住所が記入され、サウジ領事館によって正式に公証、認証された委任状。一通の総合委任状を複数の登録出願に利用することができる。（参照のため、委任状の書類が添付されている）。
2. 出願に含まれる商品/役務の一覧。
3. 標章の電子プリント。
4. 優先権を主張する場合、優先基礎出願の認定複製が外国出願の出願日から6か月以内に提出されなければならない。

団体商標出願

1. 出願人の氏名と住所を記入され、サウジ領事館によって正式に公証、認証された委任状。一通の総合委任状を複数の登録出願に利用することができる。

2. 出願に含まれる商品/役務の一覧。
3. 標章の電子プリント。
4. サウジ領事館に正式に認証された団体の定款の認定複製 2 通。
5. 製品または役務を管理または検査する上で出願人が用いるシステム、これに加えてその際の実施条件と必要条件、ならびに、製品または役務商標を使用する方法に関する説明書の、サウジ領事簡易より公証された複製 2 通。

以下の個人または法人がサウジアラビアにおいて商標を出願及び所有することができる。

- サウジアラビア国籍の国民または法人
- サウジアラビアにおいて商業または専門的な活動の許可を得て習慣的に国内に住む外国人
- サウジアラビアと互恵的な関係にある国の国民である外国人
- 多国間条約の参加国の国民
- 公共機関

第 3 節 – 商標登録の利点

KSA においては、知的財産権の所有者に対する該当する法律によって提供される保護のみならず、それに限られない商標登録の利点が多く存在する。商標登録は国家的な保護を保証する。商標登録は商標の所有者を示す有用な価値と認められており、先行する権利の登録を検索する者に通知を提供する。また、商標権は登録日から 5 年間の継続利用の後は、無効とされることはない。

商標登録は、税関登録および行政執行機関へ登録する権利を獲得するための前提条件であり、それにより権利者はさらに大きな保護を受ける。登録は商標を保護するだけでなく、登録された商標がライセンス契約を通してロイヤルティーを発生する機会を生み出すため、ライセンスを促進する。

第3章 – 商標登録後

登録された商標に与えられる保護は、裁判所において、商標の権利者が登録に基づく侵害者に対する権利を執行する民事訴訟を起こすことを可能にする¹。

第1節 – 登録の取消

該当する公的機関および関係者は以下の場合、商標登録の取消を要求することができる。

1. 権利者が法的な理由なく商標の登録日から連続して5年間、その商標を使用しなかった場合。
2. 商標が公的秩序または公的倫理に反して登録された場合（時間制限なし）。
3. 商標が偽造または偽の情報を通して登録された場合（時間制限なし）。

商標登録は以下の場合にも取り消される。

1. 商標登録が、商標法に則って更新されなかった場合。
2. 該当する公的機関により発出された決定によって取引が禁止されている個人または法人によって商標が所有されている場合（時間制限なし）。

第2節 – 合併または名前の変更

他企業と権利者の合併、または、権利者の名前の変更は、商標登録簿に記録される。合併または名前の変更の商標局への登録は8～10か月かかる。この記録に必要な書類は以下の通りである。

1. サウジ領事館に公証および認証された委任状。
2. サウジ領事館に公証および認証された名前の変更/合併書類。
3. 登録証の原本。

¹TRIPS 協定第 16 条(1)を参照。 1994 年 4 月 15 日付 https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/t_agm0_e.htm.

第3節-エンフォースメント

登録された商標の権利者は、その商標またはそれに類似した商標の許可なしの使用に対して、いくつかのアクションから選択することができる。登録商標の権利者に適用される救済は、周知の未登録商標の権利者にも適用されうるが、後者には制限が多くより重い証明の責務がかかる。

第4節-行政アクション

サウジアラビアにおけるほとんどの模倣事件は裁判所を通してよりも行政的に処理される。商工省の一部である不正取引防止総局（ACFD）は、市場における模倣品に関する苦情を受け付ける権限を持った行政機関である。ACFDは、商標権者、または、その代理人と協力してレイドをかける。模倣品と証明された場合、差し押さえられた商品は通常約2か月以内に破棄される。刑罰には、商品の破棄、原告の事業の閉鎖、懲役、罰金を含む。

第5節-訴訟

商標権者は、侵害された商標の使用差止の裁判所命令を請求することができる。法的な枠組は、サウジアラビアの憲法の基礎を形成するイスラム（シャリーア）法に基づく。シャリーア法は民事、刑事問題の両者を網羅する。サウジアラビアには特別な商法または知財裁判所が存在しない。第一審裁判所への提訴から判決までの期間は、証拠およびヒアリングの数によるが、一般的に全過程で2年から3年で結論付けられる。裁判所を通して可能な処罰は一年以下の懲役および100万サウジリヤル（約\$267,000）以下の罰金といった厳しい刑罰を含む。

商標法に設定されている処罰対象行為は以下の通りである。

1. 登録された商標の、公衆に誤解を与える模倣または偽造。
2. 模倣された商標の悪意のある使用。
3. 他者に所有された商標の、製品および役務への悪意のある使用。
4. 模倣品を販売するため、または、販売を申し出るための所有。

商標侵害による損害賠償を求めることは可能だが、証拠提出の義務が厳しく、賠償額は通常少ない。商標法は、以下のように再犯に対するより厳しい刑罰を提供する。

1. 罰金の倍化および懲役の是認。
2. 原告の事業の6か月以下の閉鎖。
3. 判決の公表。商標権者は、予防命令という形での予防措置をとることが可能となる。

これらの命令は、疑わしい模倣品の差し押さえ、および、この製造に利用された設備および道具の目録準備のためである。裁判所は、訴訟において以下の命令を下すことができる。

1. 差し押さえられた商品の押収または破棄。
2. 地方新聞における判決の公表。

第6節 – 税関

サウジアラビアには公式な税関登録手続きが存在しない。検査中に発見された疑わしい模倣品を商標権者に通知することは、税関の裁量の範囲内である。そうではあるものの、非公式に税関に入港する積み荷を監視するよう要求することは可能である。輸入者が税関による留置または差押えに対して争うか否かに関わらず、該当する機関が差し押さえられた商品の破棄を命令することができる。輸入者はまた、破棄にかかる費用の支払いを命じられる。

第7節 – 商標登録の譲渡

譲渡は、関連する事業のグッドウィルの有無に関わらず、商標登録に関して記録される。商標登録の譲渡に必要な書類は以下の通りである。

1. 公証人の前で権利者の署名によってなされ、サウジ領事館に認証された委任状。
2. サウジ領事館によって公証および認証された譲渡合意の認証複製。
3. 譲渡される商標の登録証の原本（裏書の目的）。

譲渡の登録にかかる期間は、出願から8～10か月である。

第8節－ライセンス

ライセンスは、登録商標に対してのみ登録される。ライセンス契約の登録は義務ではないが、以下の二つの理由により推奨される。

1. ライセンスの商業活動を規制する現地機関によるライセンス契約の認可を簡素化する。
2. ライセンス取得済みの商標の実施権者による使用により発生した利益は、商標権者に渡される。

ライセンス契約の登録に必要な書類は以下の通りである。

1. 公証人の前で署名権者によって執行され、および、サウジ領事館に認証された委任状。
2. サウジ領事館によって公証および認証されたライセンス合意の認証複製。
3. ライセンスされる商標の登録認証の原本（裏書の目的）。

登録商標のライセンス契約の登録には、申請から9～11か月かかる。

第9節－オンラインにおける問題

上記のエンフォースメントの節で記載されている商標の不正または未許可の使用は商標のオンライン上の使用にも適用される。商標権者は、ホームページやオンライン広告におけるドメイン名、ハイパーリンク、メタタグへの商標の利用を規制する公式手続きを取ることができる。訴訟に持ち込む以外にも、サウジ・コミュニケーション情報技術委員会にも、「.sa」国コードのドメインに関する争いを処分する権限がある。

付録 A

特定委任状

وكالة خاصة

名前: 必須	必須: أنا/نحن
住所: 必須	必須: العنوان
代表者: 必須	必須: يمثلنا
国籍: 必須	必須: جنسيته
パスポート番号所持者: 必須	必須: وحامل جواز رقم
代理: 必須	必須: بصفته

この委任状により、ここにアデュラー・ファワズ・アル・タミミ、ヘシャム・イブラヒム。アルムッド、バンダール・アドウラヒ、オマール・アブドゥ・アメリー、サレー・ビン・モハメッド・アル・ザラニ、アシム・マンソール・アハメッド・アル・マリク、カリッド・マハメッド・アル・カハタニ、カリッド・アブドゥラジズ・アル・モタシェツシュ、アセール・ジャセム・アルベナリ、ハニン・アル・フル・ファヤズ、サエード・サード・アル・カタニ、フェイサル・アルサーレ、ナウワフ・アラメール、アフマド・バスラウイ、ミドハット・ブカリとオホッド・ワスフィを代理として認める。サウジアラビア王国、リヤドのアル・タミミ&カンパニー弁護士法律コンサルタント（以降「弁護士」）を

قد عينت بموجب هذا التوكيل الرسمي المحامون عبدالله فواز التميمي، هشام بن إبراهيم الحمود، بندر عبد الهادي الحميداني، عمر عبدو عامري، صالح بن محمد الزهراني، عاصم بن منصور بن احمد المالك، خالد بن محمد القحطاني، خالد بن عبد العزيز المطشش، أثير جاسم البنعلي، حنين عبد العزيز الفايز، سعيد سعد القحطاني، فيصل عبد الله السهلي، نواف فهد سعد العامر، أحمد غازي بصراوي، مدحت عبد الرحيم بخاري و عهد بنت مصطفى وصفي. محامون ومستشارون قانونيون من مكتب التميمي ومشاركوه للمحاماة والاستشارات القانونية في الرياض، المملكة العربية السعودية مجتمعين أو منفردين (يشار إليه هنا فيما يلي "بالوكيل") ليكونوا وكيلنا الفعلي والقانوني في المملكة العربية السعودية، لتسجيل أو تجديد أو التنازل أو الترخيص أو إلغاء تسجيل العلامات التجارية وبراءات الاختراع والنماذج الصناعية وحقوق المؤلف وأسماء النطاق وإجازات الاستثمار التي تخصصنا/ تخصصنا في المملكة العربية السعودية.

サウジアラビア王国における我々の個別、または、合同の真の法的弁護士として認め、私（我々）の KSA における商標、特許、意匠、著作権、ドメイン名、ライセンスの登録、更新、譲渡、利用のライセンシング、取消に関するサウジアラビア王国内の弁護士として認める。

これに関する通知、要求、伝達、認定は、私の住所として利用される以下の住所の前述の仲介者に送付される。

P.O Box 300400

Riyadh: 11372, KSA

Email: S.azzahrani@tamimi.com

覚書、我々が個別または他の第三者と合同して行動しているか否かに関わらず、我々に関する議論や訴訟において、全ての種、階級の裁判所、苦情処理委員会、すべての準司法委員会とすべての公式部門、公証人、警察当局、公民権委員会、インターポール、地区管轄局、省庁やその他の関連当局における手続きにおいて我々の訴訟手続き、弁護を実施する。

当弁護士は、認容、拒絶、反論、弁護、または再審の要求権を含むあらゆる

وأرجو أن ترسل جميع الاعلانات والطلبات والمكاتبات والشهادات التي تتعلق بهذه الموضوعات للوكيل المذكور / الوكلاء المذكورين على العنوان التالي الذي اتخذته / اتخذناه أيضاً عنواناً لي/ لنا للتبليغ:

ص.ب 300400

الرياض 11372

المملكة العربية السعودية

بريد الكتروني: S.azzahrani@tamimi.com

وتقديم المذكرات والمرافعة والمدافعة عنا لدى نفردة أو مع أي شخص أو أية جهة كانت.

ولهم في سبيل ما ذكر أعلاه حق الإدعاء والاعتراض واتخاذ ما يجب حيال الدعاوى من قبول أو رفض أو/و

る訴訟または議論に関して必要な訴訟、異議、またはその他の行動を取る権利を持つ。

当弁護士はシャリーア裁判所また該当する法において訴訟法に則って判断を執行する権利を持つ。

当弁護士はシャリーア裁判所において法第 230 条の申請を要求する権利を持つ。

当弁護士は相手方の識別に反して監査人および専門家を任命し、保護を要求し、旅行に関する差し止め命令の放棄、通知の発行をすることができ、我々に関する訴訟または議論に必要な他の行動を取ることができる。当弁護士は我々の代理で和解をする権利を持つ。

我々はここに、当弁護士をサウジアラビア王国における前述の人物全員、または、一部の人物を必要に応じて我々の合意なく任命する権限を認める。

この委任状は正式に実行されたことを証明する。

اعتراض أو/و استئناف أو/و طلب إعادة المحاكمة.

ولهم حق تنفيذ الأحكام بموجب نظام المرافعات الشرعية والأنظمة سارية المفعول في المملكة العربية السعودية.

كما لهم حق تطبيق المادة 230 من نظام المرافعات الشرعية.

ولهم حق توكيل الغير وتعيين الخبراء والمحاسبين، والطعن في بيانات الخصوم وطلب تحليف اليمين وطلب الحجز التحفظي ومنع السفر وطلب رفعه، وتقديم الإنذارات والتبليغات، وإعطاء المخالصات والتنازل والتصالح والإقرار والإنكار .

كما حولنا الوكيل حق توكيل الغير في كل أو بعض ما ذكر داخل المملكة العربية السعودية والتوقيع على كافة ما يلزم دون الرجوع إلينا.

وإشهاداً على ذلك تم التوقيع على هذه الوكالة حسب الأصول:

201 年 _____ 月 _____ 日

في هذا اليوم _ _ _ من شهر _ _ _ سنة 201

代理としての署名

وقعت باسم وبالنيابة عن:

[特許庁委託事業]

サウジアラビア王国における
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]

Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-3880-601

FAX: +971-4-3880-646

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。